

世界と日本のアニマルウェルフェア 畜産ビジネスの新展開(1)

—養鶏産業における AW 食品ビジネスとイノベーション—

第1回 世界家畜福祉基準とアニマルウェルフェア食品企業ビジネスの動向

松木 洋一¹

1 日本獣医生命科学大学名誉教授 (Yoichi Matsuki)

(はじめに) 連載の趣旨と構成

21世紀になって欧米畜産先進国は、家畜の自由を閉じ込めることで畜産物の生産性と効率性の高度化を進めてきた工場的畜産システムからアニマルウェルフェア畜産への転換という“畜産革命”へ舵を切っている。

とくに工場的畜産システムの典型であるケージ養鶏生産システムの廃止ないし過渡的なエンリッチメントシステムの開発と移行などが緊急の目標となっている。

OIE 世界家畜福祉基準の完成が間近になって、グローバルな巨大食品企業チェーンがアニマルウェルフェア食品ビジネスを急速に開始しており、アニマルウェルフェア畜産(以降 AW と略称を用いる)の進化にとって大きな影響力をもちつつある。

本連載は、日本の養鶏部門の AW 畜産業界と食品産業界、および消費者にとっておよぼす意義が大きいと考え、以下の4つのテーマを取り上げることにする。

第一回連載

世界家畜福祉基準とアニマルウェルフェア食品企業ビジネスの動向 (松木洋一)

第二回連載

グローバル食品企業チェーンにおける AW 養鶏ビジネスの展開 (上原まほ)

第三回連載

欧米における養鶏飼育システムの AW イノベーション (奥山海平)

第四回連載

世界の AW 鶏卵・鶏肉市場の形成と動向 (大木 茂)

1. アニマルウェルフェアとは

Animal Welfare(動物福祉、本稿では以降の叙述では略称 AW を用いる)の Wel-fare(一般的訳語;福祉)の語源的意味は、“(人間も動物も)満たされて Wel, 生きている fare”と捉えられるので、Farm Animal Welfare(家畜福祉、以降では略称 FAW を用いる)を「家畜が最終的な死を迎えるまでの飼育過程において、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態」を表す用語として定義した(松木洋一編著「日本と世界のアニマルウェルフェア畜産」上巻 はじめに)。

そして、アニマルウェルフェア畜産(家畜福祉畜産)とは、家畜をそのような「行動要求満足度の高い生活状態で飼育する」生産システムであるとともに、そのことによって人も家畜から安全で

質の高い「ウェルフェア食品」と人間のストレスを軽減するセラピー効果のある「癒し力」をも与えられるという、人と家畜とが相互依存する”ウェルフェア共生システム”と定義する。

しかも、“ウェルフェア共生システム”で生産されるこれら2つのウェルフェア商品（食品とセラピーサービス）の価値を実現するためには、生産段階に従事する人たちだけでなく、流通業、食品加工業、レストラン等の飲食業に従事する人たちと共に、かつ最終消費者である多様な人々がアニマルウェルフェアを重視するライフスタイルをめざして、生産活動と生活活動を結びつけるあらたな市場社会的ネットワークであるアニマルウェルフェア フードシステムの開発が不可欠である。

2. OIE 世界家畜福祉基準の形成と現状

欧米の畜産先進国が主導してきた工場的畜産からアニマルウェルフェア畜産への大転換が、今やアジアやアフリカなどの開発途上国にも波及しており、全世界的に共通する家畜生産システムのあるべき指針及び勧告としての世界家畜福祉基準が創られつつある（詳細は松木洋一「OIEの世界家畜福祉基準の策定動向」『21世紀の畜産革命』所収 養賢堂出版 2018年を参照）。

世界動物保健機関 World Organization for Animal Health は(2003年に改名、旧称 OIE : 国際獣疫事務局)、1924年に動物の疾病流行を回避するための対策を国際的に調整する機関として設立された。1994年からは、WTO 世界貿易機関の貿易自由化ルールである SPS 協定（人、動物、植物の生命と健康を守るための措置）のうち、動物の健康と BSE（通称；狂牛病）などの人獣共通伝染病などについての国際基準を提供する組織として指定されている。

最近の活動で注目されるのは、2002年第70回 OIE 総会で新しい目的として追加された「動物福祉」と「食品安全」についてのガイドラインの作成である。動物の保健(衛生)を進めることが食品安全を高めることになり、それが人間の健康と福祉の改善に積極的な利益を与え、また最終的には経済の発展、貧困の解消、とくに農村地域住民の食料安全保障に寄与するという理念に基づいている。この理念を実現していくために、動物福祉についての科学的な評価をおこなう手段の国際的な開発を進めている。

OIE は、陸生動物についての規約(コード)の作成と改正をおこなう組織である陸生動物衛生規約委員会(TAHSC、別称「コード委員会」)で作成された、「アニマルウェルフェアに係る勧告の序文；第7.1.1条」を2008年5月に採択し、そのなかで動物福祉の定義を次のように規定している。

『アニマルウェルフェアとは、動物がその生活している環境にどのように対応しているかということである。動物は、(科学的証拠が示しているように)、健康で、快適で、栄養状態がよく、安全で、本来の生得行動を発現できており、痛み、恐怖、苦悩といった不快な状況に苦しんでいない場合は、良いウェルフェアに置かれているといえる。良いアニマルウェルフェアには、疾病の予防及び適切な治療、適切な棲みか、管理、栄養、人道的な取扱い及び人道的な屠畜・殺処分が必要である。アニマルウェルフェアとは、動物のその生活状態を示す用語であり、動物が受けているこのような扱われ方を他の言い方では、動物の世話、動物の管理及び人道的な扱いなどとして取り上げられている。』

そして、OIE は動物福祉のための指導原則として、本書で既述してきた国際的な「5つの自由原則」と「3つのR原則（Reduction；削減, Refinement;改善, Replacement；代替）」を基本に置き、世界の畜産業を動物福祉に基づく畜産に転換するために、畜種別の家畜生産システムにおけるアニマルウェルフェア飼育基準を策定している。

2012年には肉用牛の家畜福祉基準，2013年にはブロイラーの家畜福祉基準，2015年には乳牛の家畜福祉基準，2018年には養豚の家畜福祉基準が採決された。2020年までに採卵鶏の家畜福祉基準が検討され成立する予定であるので，おそらく2020年頃までには主要な畜種の世界家畜福祉基準が完成するであろう。

【肉用鶏の福祉の状態を測る基準（測定指標）と報告事項の特徴】

「アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム」（2013年採決）では，肉用鶏を「営利的生産システムにおける，商業上の肉生産のために飼育されるニワトリ種（*Gallus gallus*）の鳥」と定義し，初生ヒナの農場への到着から肉用鶏の出荷（輸送積載）までの生産システムにおける福祉を対象としているが，村落又は裏庭の群れで飼育されている家禽は含まれていない。肉用鶏の福祉状態を評価するために，肉用牛と同様に施設などのハードな条件よりも家畜の行動について「飼育結果から福祉の状態を測る」方法がとられている。

以下のような指標が適切とされるのは，飼育者の経験や飼育の仕方とともに家畜の疾病状況が反映するからであり，反面，生産システムの施設などに焦点を当てた指標の場合はそれが見過ごしされてしまう可能性があるからである。家畜の行動状態を測る場としては，歩行状態，死亡率そして罹患率などが計測できる農場と，打撲，翼の骨折及び損傷の有無などが計測できる食鳥処理場を最適であるとしている。

そして，次の11の指標を挙げている

①死亡率（死亡，淘汰）及び罹患率②歩行状態③接触性皮膚炎④羽毛の状態⑤疾病，代謝疾患及び寄生虫感染の発生率⑥行動：恐れを示す行動，群がることなどの空間分布，浅速呼吸と羽翼を広げる行動，砂遊び，採餌，飲水及びついでに，羽根つつきと共食い⑦水と餌の消費⑧生産成績：一日当たり平均増体指標，飼料要求率，生存率⑨損傷率⑩目の状態⑪鶏鳴：気分の良し悪しを示唆

これらの動物福祉の状態を測る指標に関連して評価する報告事項として「バイオセキュリティ防疫措置と動物の健康管理」，「環境及び管理」がとりあげられている。

特定の感染性病原体の侵入を予防する「バイオセキュリティプログラム」として，他の家禽や動物，人からの直接伝播や飼料，水，器具等の媒介物による病原体の侵入経路を管理することが報告されている。また，肉用鶏の健康及びウェルフェアを最適化することを意図するシステムである「動物の健康管理，予防的投薬および獣医学的処置」として，飼育責任者と獣医師による適切な予防と治療が求められ，苦痛を与えない殺処分が報告されている。

『環境及び管理』の報告項目として，温度環境，照明，空気の質，騒音，栄養，床・寝糞・休息場所の質，羽根突き・共食いの予防，飼育密度，舎外区域，捕食者からの保護，系統選択，痛みを伴う処置，検査，職業訓練，緊急事態計画，農場立地・設備，農場での出荷作業，などが取り上げられている。特にいくつか特徴をあげると以下のようなものである。

基本的な環境管理としては肉養鶏の発育段階にふさわしい飼育環境が求められており，とくに羽根突きや共食いの予防では肉養鶏ではほとんどないが，治療的断喙は最終手段であり，予防的措置として，照度低減，ついでに材料提供，飼育密度提言，栄養調整など適切な管理方法が求められている。

肉養鶏が安全に歩き回れる週令に達した時には，鶏舎からの自由な出入りを可能とする舎外区域を設置することが報告されている。

飼育者には，家畜行動，取扱い技術，緊急殺処分手順，バイオセキュリティ，疾病予防などに関する十分な知識を有するための職業訓練が重視されている。

【採卵鶏の福祉の状態を図る基準（測定指標）と勧告事項の特徴】

「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」（2018年第二案 2020年総会採決予定）では、原案ということもあって、これまでの畜種別コードの形式になっていないが、採卵鶏生産システムとは、「人の消費用の卵の商業的生産を目的として飼養されている採卵鶏の初生雛が育成農場から到着してから、採卵鶏生産施設から雌鶏を除去するまでの生産システム」と定義している。

若雌鶏と雌鶏のウェルフェアは鶏の飼育状態に基づいて測定する指標（基準）を用いて評価されるとされる。

10の測定指標には、①行動②体型③目の状態④肢の異常⑤疾病、感染、代謝異常及び外部寄生虫感染の発生⑥損傷率及び重症度⑦死亡率、淘汰率及び罹病率⑧生産成績⑨羽の状態⑩水及び飼料の摂取、を見ることによって採卵鶏のアニマルウェルフェアの飼育実態を評価する視点としている。

測定指標に係わって勧告が示されているが、鶏舎、屋外地域および鳥がアクセスする設備は「鳥の損傷又は苦痛を避けるように維持されるものとする」を基本として、快適な運動と行動ができる飼育密度、損傷が生じない床、砂浴び場、適切な材料によるついでみ場、巣作り場、止まり木、放牧地、避難場などの設置の重要性が教科書的に述べられるに留まっている。

「誘導換羽」では、「断餌を伴わない技術が使われるものとする」、「雌鳥には常に水をアクセスできるようにする」、「体重の減少によって雌鳥のウェルフェアを損なうべきではない」と勧告している。

「痛みを伴う処置」では、「断喙等の痛みを伴う処置は、絶対に必要な場合を除いて行われるべきではなく、痛みを低減する処置が使われるものとする」をベースとしてあったが、第一次原案にはあった「その他の切除（たとえば、爪切り及び断冠）は、若雌鶏及び雌鶏には行うべきではない。」という勧告が削除され、「予防的な断喙の処置が必要な場合には、可能な限り若齢の時に、訓練を受けた熟練した者が実施し、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、必要最小限の量の喙を取り除くよう注意が払われるものとする。現在の方法には、赤外線処置又は熱い刃による切断がある。有害な羽つきや共食いをコントロールする戦略的な管理が失敗した場合、治療的な喙の処置は最終的な手段として考慮される」ような後退したものとなっている。

以上のように「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」の原案では、鶏の生理的行動要求を重視しストレスを軽減する本来の AW 飼育基準の必要性を婉曲的に取り上げているが、家畜の行動の自由を阻害する慣行的な工場の畜産システムからの転換を目指す勧告姿勢が後退し、より現状維持的で教科書的に羅列している内容となりつつある。特に注目されるのは、すでに EU で禁止され、米国でも改革しつつある「ケージの利用」についての直接的な評価が回避され、勧告対象として取り上げられていない。最終的な基準が加盟国のコメントによってどのように修正されるかが、OIE 世界家畜福祉基準の意義にとって重要であろう。

【OIE 勧告事項としての「管理」における「緊急時の計画」について】

OIE は設立以来、主要な役割として自然的ないし人為的原因による感染性災害の予防と管理に寄与してきた。その後の新しい業務として、畜産物の安全と家畜福祉についての基準を作成してきた。しかしながら、現在まで加盟国に災害時の予測対策についての特別な勧告をしていないので、自然災害と人為的災害に注意を払うことが求められている。

2004年12月のインドネシアスマトラ島沖地震の巨大津波による被害によって多くの人命が失われ、また多くの家畜が死亡した事態への対応として、OIEは、2005年5月に、自然災害による家畜の病気と人獣共通感染症を予防する対策をFAO、WHOと協働して開発すると宣言した。その後の活動は以下のものである。

2005年からOIEは動物の災害時における保護についての特別な勧告の検討を開始し、その検討結果を生かした「家畜の緊急時対策指針及び基準を作成する事業体」(LEGS; The Livestock Emergency Guidelines and Standards Project, 政府企業から独立した組織で2005年設立)によるハンドブックが作成された。

2007年、2008年にかけては、世界動物保護協会WSPAなどのNGOとの協働活動など災害被災動物国際ワーキンググループIWGAIDの運動に参加した。

OIE理事会は2010年から本格的に災害時の動物救助問題に取り組み、2012年には動物福祉作業部会への指針作成の答申、2013年には作業部会による「OIEが災害時動物管理について将来果たすべき役割についての検討書」がまとめられた。

その検討書では、過去20数年間の動物疾病と人獣共通伝染病のコントロールを規制する獣医サービスの事業実績と、近年の食品安全、環境保全、動物福祉についての勧告事業で採用されてきたリスク分析手法の適用を推奨している。特に病気予防に果たしているリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションのリスク分析手法を適用することを求めている。そして、検討書は、OIEがこれから将来に向かって家畜の災害時救護計画と管理に取り組む場合の3つの選択的課題をあげている。

- ①アドホックグループ(AHG特別専門家集団)が作成する原案が、加盟国の2年間の検討を通じて受け入れられたならば、陸生動物コードの新しい規約として採決する。
- ②OIEのウェブサイトに掲載してアドホックグループが作成した文書を加盟国の指針にする。
- ③基準や指針が求められていないならば、LEGSのハンドブックの改定に寄与する。

以上のようなOIEの活動が反映したものとして、OIEの肉用牛、肉用鶏、乳用牛、豚、採卵鶏の生産システムの家畜福祉基準において「緊急時計画」ないし「災害時計画」を作成すべきとする勧告となっている。

要するに、災害緊急の場合を「疾病発生」、「機械装置の異常」、「自然災害」の3つに分類し、影響を最小化及び軽減するための緊急時計画を作成すべきとしている。

「疾病発生」での災害対応については、従来から獣医サービスにおける内容として勧告してきた。

「機械装置の異常」による災害対応については、電気、水及び飼料の供給システムの機能停止が、アニマルウェルフェアを損ねるおそれがある場合には、誤動作を検出するための警報器、非常用発電機、機器メンテナンス業者の確保、農場での貯水や水の運搬サービスの確保、農場での餌の貯蔵や飼料代替供給先の備えなどの計画を作成することが勧告されている。

また、熱ストレス、干ばつ、吹雪、火事や洪水といった「自然災害や極端な気候条件」などの影響を最小限に軽減する計画の整備が勧告されている。

OIEの家畜福祉基準の規約にこのような災害時の予測と計画、管理の勧告をコードとして明文化するためには以下のような課題が指摘される。

電源喪失時には水や飼料の供給システムが動物福祉を脅かす可能性があるため、生産者はこのシステムをカバーする非常時計画を「農場管理計画」に含ませる必要がある。このような通常起こりうる機械装置の異常や熱ストレス、疾病発生などとともに、干ばつ、吹雪などの自然

災害や日本のように地震、台風や洪水被害の常習地域では緊急的な非常事態に対処するために、農場段階と国段階での計画を統合した体制が要求される。

今後の課題として、とくに「人為的な大災害」である日本の原子力発電所事故による放射能被災時の家畜の避難計画（人の避難と同時の避難計画）も重要な対象として適用されるべきであろう。しかしながら、これまでの OIE の公衆衛生的な国際支援政策は今回のような放射能による災害対策には及んでいない。今回の日本の場合と共通していえることは、飼養者自身の被害によって家畜の保管と適切な飼養が不可能になっている状況で、いかに家畜のいのちと福祉的生活を実現するかという課題である。個別の農場内あるいは地域内で家畜の飼養が不可能な事態になった場合の「緊急避難的な家畜の救護移送システムの創設」「移送マニュアルの作成」を追加するべきである。また、東京電力福島第一原発の事故のような緊急事態の場合にも適用される最低限のシェルターなどのインフラ整備についても計画の内容とすべきである。

3. 世界の食品企業による AW ビジネスの開発動向

OIE の世界家畜福祉基準の完成が間近になって、WTO などの貿易ルールに反映されることで、企業が活発に FAW 食品についての経済活動に取り組みつつある（詳細は、松木洋一「序章アニマルウェルフェアフードシステム開発の論理」『21世紀の畜産革命』所収 養賢堂 2018年を参照）。

その国際的な企業活動として、2000 年以来 UNEP 国連環境計画の公認団体である GRI (Global Reporting Initiative) が持続的社会の発展に貢献する目的で企業の社会的責任 (CSR : corporate social responsibility) を規定する国際基準 (サステナビリティ・レポート・ガイドライン) を策定し、「食品加工会社」を対象とするガイドラインを 2015 年 9 月に公表している。そのガイドラインには、食品加工会社の社会的責任としての家畜福祉の取り組みの開示が指示されている。開示項目は OIE の世界家畜福祉基準に従う内容となっている。日本においてはまだこの GRI ガイドラインを使用する企業は 1 割強 (世界平均では 6 割強) に過ぎないが、AW 食品の需給拡大に伴い、GRI ガイドラインへの対応が問われる。

また、2016 年 12 月 1 日に、国際的な標準である国際規格を策定する非政府組織 NGO の国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) は、技術仕様書 TS34700「アニマルウェルフェア マネジメント—フードサプライチェーンの組織に対する一般要求事項及びガイダンス」を制定した。

ISO は、国際的に共通な標準を提供することによって世界の貿易を促進する役割をもっており、その規格は工業製品、技術、食品安全、農業、医療までの全ての分野を対象としている。今回の TS 規格は、食品と飼料生産におけるアニマルウェルフェアを確実に進めるために OIE の世界家畜福祉基準を実行するためのマネジメント手段を提供するためのものである。そして、フードチェーンの主体である企業間の取引において、その家畜福祉原則を具体的に実現するためのものとされている。

2019 年以降に予定されている OIE の採卵鶏のアニマルウェルフェア生産システムが策定されると、この ISO 技術仕様書の AW 規格の統合化の目的が達成されることになる。

以上のように、OIE の世界家畜福祉基準の制定がすすむにつれて、企業の国際的活動にとって、AW 畜産への事業転換をすすめるツールが整備されつつある。OIE の世界家畜福祉基準 (畜種別 AW 生産システムなどの策定) が 2005 年以来進められているが、FAW 先進国である EU では先ん

じて農場における FAW 技術的評価方法の開発とそれに基づく共通ブランド WQ 化が確立し、イギリスやオランダにおいては動物保護団体とスーパーマーケットの共同開発による FAW ブランドが普及しており、米国においても民間企業による自主的 FAW ガイドラインが進められている。

4. 多国籍食品企業の FAW ビジネスベンチマーク (評価指標)によるフードチェーン開発

OIE や EU の家畜福祉基準が整備されるにつれ、世界の食品市場に大きな支配力をもっている多国籍食品企業が FAW ビジネスを戦略的分野として取り組むことで世界の AW 畜産への転換が急速に実現される、という経済論理が形成されている。

多国籍食品企業の多くは世界的で大規模なフードチェーンをすでに経営しており、その食品素材(卵、肉、牛乳など)の購入先であるサプライヤー畜産農場での生産方法についてもチェーン契約の条件としている。それゆえ、食品企業がフードチェーンにおいて FAW 食品を新商品として位置づけ、FAW 生産ガイドラインを策定し、そのガイドラインによる取引契約を農場に条件付けることが、農場における FAW 畜産システムへの改革につながるという論理である。

また、食品大企業は独自開発したフードチェーンにおいて、食品の加工製造、卸売小売、レストラン・バーなどの加工・流通過程を統合化(インテグレーション)して直営している場合が多く、そのチェーンに新商品として FAW 食品を取り入れる新たなビジネスの開発を試行している。2010 年代から先進的な食品企業では FAW 部門を戦略的なビジネス分野としてみなしつつあるが、しかしながらその多角的大規模経営の構造と経営政策の中でどう本格的に位置づけるかには多くの課題がある。とくに、大企業内部にとっての FAW 部門はまさにベンチャービジネス部門ともいえるので、このような新たな経営部門の発足にとって不可欠な経営資金の調達と成果の評価が焦眉の経営課題となっている。

多国籍食品大企業の FAW ビジネス開発の動きに対応して、それを世界的に支援する組織 Business Benchmark on Farm Animal Welfare(BBFAW「家畜福祉ビジネス評価指標」)が 2012 年に設立された。

BBFAW は、食品企業の FAW についての事業内容と実績を投資家、企業、NGO、チェーン利害関係者にむけて情報を発信する目的をもっている。とくに、FAW ベンチャービジネスを育成するための資金調達を可能とする新たな金融市場の形成を促しており(Nicky Amos and Rory Sullivan “The Business of Farm Animal Welfare”),その目的からも共同開設者としてベンチャーキャピタルの Coller Capital(1990 年設立)が財政的パートナーとなっている。Coller Capital は未公開株式 Private Equity を二次的市場 Secondary Market において投資家との間で売買する金融企業であるが、ベンチャービジネスなどへの投資を行い、その育成によってベンチャー会社の価値を高め、高くなった未公開株式を売却して利益を得る企業戦略がある。FAW ビジネスをベンチャービジネス育成の手段としているわけである。食品大企業も会社内部のベンチャービジネス部門において新たな投資をこのような投資金融企業から得ようとしているので、BBFAW は多国籍食品企業とベンチャービジネス投資企業との連携によって FAW 畜産ビジネスの拡大をはかる目的をもつ組織といえよう。

また、BBFAW は FAW 技術の NGO 専門組織として Compassion in World Farming, World Animal Protection を構成団体としている。

2017年度 Business Benchmark on Farm Animal Welfare (BBFAW) のベンチマーク評価表

FAWビジネス評価指標 の4つの領域	ベンチマーク(評価指標)質問34項目	各回答ごとの 評価点	
経営責任と経営政策	1.企業はFAWをビジネス問題として認めているか?	0, 10	
	2.企業は包括的にFAW経営政策を公表しているか?	0, 5, 10	
	3.その経営政策はわかり易い説明をしているか?	0, 2, 5	
	4.企業は密飼畜舎や集約的畜産システムの廃止について明確な立場を表明しているか? (繁殖雌豚ストール, 濃厚飼料給与, フィードロット, 分娩クレート, 単飼房, パタリーケージ, 繋留, 子牛房, 強制給与, 食用魚類, 魚類の高密度繁殖)	0, 1, 3, 5	
	5.企業は遺伝子工学やクローンまたはその生産物からの子孫複製などの技術による家畜生産物を排除することについて明確な見解を表明しているか?	0, 1, 3, 5	
	6.企業は成長誘発剤の廃止を明確に表明しているか?	0, 1, 3, 5	
	7.企業は疾病予防目的用の抗生物質剤の廃止ないし軽減を明確に表明しているか?	0, 1, 3, 5	
	8.企業は日常的な外科手術の廃止を明確に表明しているか? (去勢, 切歯, 断尾, 除角, 七面鳥スヌード除去, 除翼, 除芽, 除踵, 切嘴, 除ヒレ)	0, 1, 3, 5	
	9.企業は気絶前の家畜のと殺ないし魚類のレンダリングを廃止することを明確に表明しているか?	0, 1, 3, 5	
	10.企業は生きた家畜の長距離輸送の廃止を明確に表明しているか?	0, 1, 3, 5	
企業統治と経営管理	11.企業はFAWの管理責任を個人または部署に担当させているか?	0, 5	
	12.企業はFAW管理のために目標と計画を作っているか?	0, 5, 10	
	13.企業はFAW政策と目標に対する実績を公表しているか?	0, 5	
	14.企業はFAW政策が効果的に実施されている過程を会社内部で述べているか?	0, 5	
	15.企業はFAW政策がいかにか実行されているか(あるいは同等政策)をサプライチェーンを通して述べているか?	0, 3, 5	
	16.企業は規定の基準のように福祉企画の実行を確実にしているか?	0, 3, 6, 10, 15	
指導力と技術革新	17.企業は業界において先進的なFAW事業へ投資しつつあるか?	0, 5	
	18.企業は過去数年間にFAW事業に対する受賞や認定などを受けているか?	0, 5, 10	
	19.企業は消費者向けに教育と意識向上普及活動などによってFAWの振興を行っているか?	0, 5, 10	
実績公表と影響力	20.企業は世界規模のサプライチェーンにおける自社ブランド食品での畜舎飼養以外の家畜頭数割合(運動場, 放飼場, 畜舎内群飼, 舎外放牧)を公表しているか?(ないし, 生鮮ないし冷凍製品と原材料の量)	0, 3, 5	
	21.企業は世界規模のサプライチェーンにおいては通常の外科手術(去勢, 切歯, 断尾, 除角, スヌード除去, 除翼, 除芽, 除踵, 切嘴, 除ヒレ)をしていない家畜の割合を公表しているか?	0, 3, 5	
	22.企業は世界規模のサプライチェーンにおける気絶前と畜の対象となっている家畜頭数割合を公表しているか?	0, 3, 5	
	23.企業は世界規模のサプライチェーンにおいて家畜の輸送時間の平均, 標準, 最大別に公表しているか?	0, 3, 5	
	24.企業は家畜福祉の成果測定を公表しているか?(家畜の身体状態, 精神状態, 行動要求満足度)	0, 3, 5	
	25.企業は実績の進展と傾向についての説明をしているか?(投入測定ないし家畜の福祉満足度の両者)	0, 4, 6, 8, 10	
	26.企業の世界サプライチェーンにおける採卵鶏のケージフリーの割合は?(生卵, 生鮮冷凍卵, 材料)	0, 1, 3, 5, 7, 10	
重点質問26~34の9問	27.企業の世界サプライチェーンにおける妊娠雌豚ストールを使っていない生鮮および冷凍豚肉と原材料の割合は?	0, 3, 5, 7, 10	
	28.企業の世界サプライチェーンにおける繋ぎ飼いされていない乳牛の牛乳および乳製品, 原材料の割合は?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	29.企業の世界サプライチェーンにおける飼育床面積33kg/m ² 以下のプロイラーの生鮮および冷凍肉, 原材料の割合は?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	30.企業の世界サプライチェーンにおける切嘴していない採卵鶏の割合は?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	31.企業の世界サプライチェーンにおける断尾していない豚の割合は?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	32.企業の世界サプライチェーンにおいて断尾していない乳牛の割合は?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	33.企業の世界サプライチェーンにおいて気絶前にと畜していない家畜の割合は(魚類は除く)?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	34.企業の世界サプライチェーンにおいて規定された最大輸送時間内で輸送されている家畜(魚類は除く)の割合は?	0, 1, 3, 5, 7, 10	
	最高ランキングの評価点		230

Nicky Amos and Dr.Rory Sullivan "The Business Benchmark Farm Animal Welfare 2017Report" BBFAW, 2018年から作成

表のように、BBFAWによる2017年度第6回報告では、34カ国の世界的な食品大企業のFAW経営と実践、およびそのベンチマーク（評価指標）の現状を分析している。

AWビジネス評価指標には4つの柱があり、FAWビジネスを実施している食品企業の柱ごとの評価点数は、「経営責任と経営政策」についての評価では最高点が70、「企業統治と経営管理」についての評価では最高点が75、「指導力と技術革新」についての評価では最高点が30、「実績公表と影響」についての評価では最高点が55で、合計で最高レベルの評価値は230点である。それによって企業のランキングが付けられている。

2017年では、40の食品小売・卸売企業、40の食品製造企業、30のレストラン・バーの合計110の世界の食品企業が取り上げられ、地域別は北アメリカ30企業、ヨーロッパ60企業、その他の国オーストラリア、ブラジル、中国、日本、ニュージーランド、タイなどである。日本の食品企業としては2017年に初めて、イオンとセブンイレブンホールディングスの2社のみが評価対象とされた(2018年では総数が150社と増加し、日本食品企業に明治ホールディングスとマルハニチロが追加されて4社となっている)が、6段階にランキングされたうちの最下位の「ほとんどFAWを実践していないかその実態が無い企業(41社)」に置かれている。ランキングは、食品企業を食品製造企業、小売卸売企業、レストラン・バー外食企業、総合評価にわけられている。食品製造企業の第1位「リーダーシップ」はGranwick(英)のみ、小売卸売企業第1位はSwiss Coop, Marks & Spencer, Migros, レストラン・バー外食企業では第1位ランクはなく第2位「FAWを経営のビジネス戦略として不可欠に位置づけている」はMacDonald's, Greggs, などのように、まだFAWの発展途上にある企業が多い。

しかしながら、今や世界食品企業はFAWを戦略的なビジネスチャンスと見なしており、表のベンチマークの質問のよる回答をみると企業は主要なAW問題解決に積極的に取り組んでいる。

例えば、110企業のうち87企業(79%)は密飼畜舎飼育の回避を約束しており、共通して採卵鶏のケージの廃止、雌豚ストールの廃止に取り組んでいる。FAWに取り組むようになった最も重要な影響は消費者とチェーン顧客の関心と認めており(回答企業の78%)、他の重要な動機はメディアの評判(49%)、NGOの圧力(46%)、投資家の圧力(46%)となっている。とくに今後の投資家のFAWビジネス投資の姿勢に強い期待をもっている。

FAW経営管理システムとその実行過程を制度化している多くの食品企業においては、実績を公表することが一般的になっており、またそのデータの質も改善されつつある。例えば、59の企業(全体の54%)は密飼畜舎で飼われていない家畜の割合を公表しており、21の企業(19%)はと畜前に気絶させている家畜頭数の比率を明らかにしており、20の企業(18%)はもはや家畜の長距離輸送をしていない家畜頭数比率を公表している。

多国籍食品企業とベンチャーキャピタル、動物保護団体の連携を目指すBBFAWは今後の優先政策を以下のようにあげている。

- ①投資家にFAWへの意欲を高めるための調査研究、投資決断、企業との合意を強化するように働きかける。
- ②毎年ベンチマーキング(評価指標化)によって企業の活動と実績を追跡し評価するレポートを公表してFAW事業の推進にインパクトを与えていく
- ③FAWビジネス企業の事例分析もとにして、高いFAW基準の費用便益分析によって企業ランキングを公表し、最も高い「リーダーシップ」ビジネス企業を個別に宣伝する。
- ④投資企業コミュニティにおいてFAWの専門知識能力を向上するために、企業、NGO、投資家との研修会を開催し、FAW関連問題について議論する。また投資家向けに出版物を配布する。

以上のように、多国籍食品企業とベンチャービジネス投資金融企業、動物保護団体が世界的な市場経済システムでの FAW フードチェーンを開発し促進することによって、家畜福祉の向上を目的とする経済論理が展開しているのである。あくまでも FAW 食品という新しい「モノ」商品のフードチェーンをベンチャービジネスとして先導し、食品企業と投資企業の「投資家コミュニティ」での収益を追求する手段として FAW を推進しようとする論理を BBFAW は基本としているといえよう。また、多国籍食品大企業での FAW フードチェーンの展開では、本稿で重視する FAW のもつ「癒し」セラピーサービスという商品を供給するサプライチェーン機能がほとんど未発達である。

これに対して、別稿（松木洋一「序章 アニマルウェルフェアフードシステム開発の論理 3. 個人生活者コミュニティによる FAW ライフスタイルチェーンの開発」『21 世紀の畜産革命』所収 養賢堂 2018 年）でとりあげている FAW 価値観を共有する「個人生活者コミュニティ」での産直型 FAW フードチェーンでは、生産者と消費者、小規模地元食品企業者との体験的交流によって、しだいに「癒し」サービス事業が進展している。

参 考 文 献

1. 松木洋一編著『日本と世界のアニマルウェルフェア畜産』上巻 2016 年，下巻 2018 年 養賢堂出版
2. Nicky Amos and Rory Sullivan “The Business of Farm Animal Welfare”Routledge 2018